

4. 医療施設施設・設備整備費補助事業

1 事業内容

医療機関又は地区医師会等が設置する帰国者・接触者外来が機器等を整備する費用を補助することで、新型コロナウイルス感染症患者等に対し適切な医療を提供するための体制を確保する。

2 対象施設

(1) 帰国者・接触者外来等設備整備事業

東京都感染症診療協力医療機関設置・運営要綱（平成20年3月4日19福保健感第673号）第3に基づき指定された医療機関

(2) 新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関設備整備事業

重症患者を新規に受入れるため、集中治療室、個室などの人工呼吸器管理等が可能な病床を確保する医療機関または、新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れるために新たに設備整備を行う医療機関。

3 実施期間

令和5年4月1日から

4 補助条件

(1) 帰国者・接触者外来等設備整備事業

ア 東京都感染症診療協力医療機関設置・運営要綱（平成20年3月4日19福保健感第673号）第3に基づき指定された医療機関が同要綱第4に基づき行う新型コロナウイルス感染症の外来診療（以下、「新型コロナ外来」という。）として、かかりつけ医や新型コロナ受診相談窓口（接触者・帰国者相談センター）からの受診調整に積極的に応じていること。

イ 新型コロナ外来を開設していることを表明している時間帯において、保健所等や保健所等から紹介された患者の診療について、正当な理由なく断らない（診療の依頼が重複した場合であっても、時間をずらすことなどにより対応すること。

ウ 対象となる経費について、令和5年度に新たに発生した事由により整備が必要となるものに限る。

エ 都が別に定める日までに設備整備が完了していること。

オ 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更により運用を終了する簡易診療室に係る現状回復費用については、本事業のために使用した設備や使用期間に照らして、適切な範囲とする。

(2) 新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関設備整備事業

ア 下記(ア)(イ)のいずれかの医療機関であること。

(ア) 新型コロナウイルス感染症重症患者を新規に受け入れるために、集中治療室、個室等の人工呼吸器管理等が可能な病床を確保している医療機関。

7 補助率

10分の10

